

〈エッセイ〉

「コロナ禍」と「人権」の間

—— 死を記憶して生きよ Vive memor mortis ! ——

福田 静 夫

要 旨

「コロナ禍」は、人類がかつて経験した悪疫の世界流行を思い起こさせている。日本での「コロナ禍」は何とか第一波をやり過ごしたが、世界的な状況では「コロナ禍」は昂進を続けていて、先進的な地域、分けても世界の覇権大国アメリカでは、まださし当たりのピークも見えていない。この状況に対して、二〇一四年国連の世界サミットの「二〇三〇アジェンダ」の提起している普遍的な「人権規定」に立った「世界変革」のアジェンダの現代性が注目される。逆にまたそこからは、「新自由主義」の由来する「自由主義」の「奴隷性」を内在させた歴史的来歴が問いなおされる。「コロナ禍」の被害を拡大しているのには、「新自由主義」の内在する戦争による発展を条件にし、情報社会化による人間の差別原理が公定されてきていることを見ないわけにはいかない。アメリカの国連、WHOからの離反は自らの困難を増幅させている。「平和」の原理への背反、歴史逆行的な戦後政治など、「コロナ禍」問題の対応での国連の「アジェンダ」を基準にして見ると、これから関連して解決すべき課題は多くてまた重いけれども、この全人類史的な災禍の彼方に、平和の「パートナー・シップ」によってはじめて「人権」を「法／権利」とした新しい「世界変革」と人間の人間らしい時代の展望が開かれようとする希望を新たにする勇気を与えられるのではなかろうか。

キーワード：コロナ禍、2030 アジェンダ、人権、国権、新自由主義、日本型『経営』

目 次

はじめに

- 一. 「二〇三〇アジェンダ」の現代性
- 二. 「コロナ禍」と新自由主義的「人権」論
- 三. 「二〇三〇アジェンダ」の反「新自由主義」的な立ち位置
- 四. まとめとして：いくつかの問題点

はじめに：「人権」問題としての「コロナ禍」

思いがけない「covid-19（新型コロナウイルス）」禍が世界中を襲う事態を受けて、四月一六日、日本の政府は、全国に「緊急事態宣言」を発出し、47都道府県のうち13の「特定警戒都道府県」が、感染拡大のために重点的な取り組みをするように指定されました。この特定の自治体の内に、東京、北海道、大阪、京都などの他、私の住む岐阜・愛知・三重と東海三県も含まれました。隣接する可児市からクラスターが出るなどの緊張感が走ったこの五月三日の時点では、全国の「コロナ禍」の感染者5,068人、死者521人が記録されていました。

この間、政府の側はほとんど無策で、基本的なPCR検査体制さえ整えられず、従来からの福祉抑制政策で後手にまわってしまっていた医療と介護の体制を崩壊の危機にさらすことになったのですが、罹患者のクラスターを探る方式と、国民の自発的な「三密」と外出の自主抑制とに助けられて、人口10万人当たり0.5人以下への新感染者への抑制が可能となったことを根拠にして、五月一四日には、五月三十一日まで延長する予定の「緊急事態宣言」を、全国39県に限り解除しました。この39県は、「特定指定警戒県」以外の34県と、その指定を受けていた茨城、愛知、岐阜、石川、福岡の5県ですが、愛知県は独自になお三十一日まで現状を続けることを決めました。その後続いて二一日には、大阪、京都、兵庫の3府県の宣言解除がおこなわれ、残りの東京、千葉、埼玉、神奈川、北海道の5都道府県も、月末の予定を前倒して二五日に解除されました。こうして全国的には「三密」などの社会的距離をとったり、マスクの着用や手洗いを励行したりするなどの「新しい生活」様式を日常化し、後手にまわって崩壊寸前にまで追い詰められた検査・医療・介護の諸体制も再整備し、ワクチンの開発も急いで、予想される「コロナ禍」の第二波襲来にも備えながら、空前の財政出動によって、国民生活と経済の破綻を立て直す政治的社会的段階を開くことが、六月以降の新しい日本的な課題になっています。

欧米の先進諸国が日本とは比較にならない大きな「コロナ禍」に苦しめられていたり、常態への復帰には戸惑いを見せていたりしているし、全世界的には、依然として「コロナ禍」が増勢を止めていない状況のもとで、むしろ日本政府の十分な検査体制もとることのない「コロナ禍」対策は手違いや誤りといった批判が一般的であっただけに、日本の成果を「日本モデル」だとして、言外に日本的な国民のお上への「同調意識」やマスク習慣、手洗いやお辞儀儀礼などの文化的美風を誇って見せたのでした。呆れたことですが、実は厚生労働省は、今世紀初めのマーズなどの新型インフルエンザの流行後の二〇一〇年に、すでに保健所などの感染症対策組織や人員の大幅な強化やPCR検査体制の整備の提言をまとめていたのですが、その後一〇年何もしないままに放置していたのでした。そんな状態のままのお国自慢は、「コロナ禍」問題の解明には何の寄与もすることのないもので、それはむしろ「コロナウイルス」の正体を解き明かすような基礎研究が国際的に圧倒的に遅れていて、近年のエイズ、マーズ、サーズなどの感染症の流行に対応した基礎研究よりも、軍事と民事に両用の利く技術的経済的効果のある「インベンション」開

発に科学政策の重点がおかれていることの結果を反省すべきことで、現在も安倍内閣が国会に提案している「科学技術基本法改正案」が、日本の「基礎研究」の体制崩壊をもたらすことが危惧されます。

日本の「コロナ禍」についてのその当面の成果も、実際にはアジアの近隣諸国との比較では下位にとどまっていますが、そこには、日本的な「特異性」が、アジア的な状況において規定されている「ファクター X」（山中伸弥京大教授）問題として、最近はいろいろな見方が提案されています。興味深いものとしては、統計データ解析から「BCG 効果」が挙げられています。結核感染の予防のための BCG 接種は、日本を含めてアジアでは、広く行なわれていることで、例外がないわけではないが、これが欧米よりも「コロナ禍」の影響を低くすることにもなっているとされています。また歴史のなかで変異した遺伝子が人種によってははかかりにくい病気を作ってきたとか、過去に流行した「新型コロナウイルス」に似たものに感染したことがあって、新型をそれとして認識して反応することをしなかったという説もあるようです（たとえば「ファクター X をさがせ」、『中日新聞』2020/06/11）。武漢で発生した今回の「新型コロナウイルス」が短い期間に感染を繰り返しながら「変異型」を幾つも作り、その間に相互間に親和性の強いものとのあいだに免疫性をもつことになったものが出て、前者が欧米で強い感染結果をもたらしたが、後者が広まったアジア地区ではその被害が軽く済んだという説も出されています。いずれにしろこのように「ウイルス」の特性や相互関係、地域性なども絡めた研究が始まっていて、その結果によって今後の「コロナ禍」への治療方針が確定するのはまだこれからの課題です。それだけにこの世界的な「コロナ禍」の抑制——むしろ「コロナウイルス」との人間の共存というべきことのように——は、素人目にもとうてい短期的な展望の下におくことはできそうにないことのようにです。

五月内に「緊急事態宣言」の解除をみた日本の現状については、北九州市、東京などには早くも「コロナ禍」第二波の兆候が見られましたが、その勢いは強くないようなので、感染者の増加を抑えて、治療の効果を挙げつつ、慎重に日常性への復帰が図られ、政策的な社会的隔離をもたらした休校、失業、休業などの社会的・経済的・文化的問題への救済・対応が大きな不安を抱きながら進められることとなります。

直近の五月の総務省の労働力調査に依りますと、「コロナ禍」の拡大に伴う雇用悪化は、低賃金で不安定な非正規雇用面できりわけ女性にとって深刻で、雇用減が男性は横ばいなのに対して、女性は3万人、求職者は女性の非正規雇用が144万人、正規雇用が73万人で両者併せると求職者全体の65%を女性が占めています。完全失業者は前月比で9万人増の198万人で、男性は1万人増えて19万人で、その完全失業者全体に占める割合は16%であるのに対して、女性は4万人も増えて18万人で、その完全失業者全体に占める割合は20%でした。休職においても、完全失業にしても、雇用面での「コロナ禍」の影響は、「女性がより深刻」な実態が露呈しています（『中日新聞』20/07/05）。

ここに露呈している露骨な「男女差別」の実態は、「コロナ禍」からの「いのち」への被害を

「三密」のような「人権」に関わる社会的・法的な制約づけによって「社会復帰」を個別的に果たすことにとどまらず、保育、介護、教育など、日本の「いのち」と「くらし」における「尊厳」と「福祉」のあり方を深刻に問うべき「人権」のあり方の一端を鋭く問うことになっていきます。そして現在の「コロナ禍」への対策は、当然に予測されるこの種の被害の第二波が襲ったときにも、それに備えた耐性と強靱な快復力とをもって対応できる社会と政治を備えた新しい「世界の創出」につながったものでなければならないでしょう。何といたってもこの「コロナ禍」は、なによりもいま、世界の人類を襲ってその増勢を昂進させているただなかにある段階だからです。それへの対応は、自然的にも人間的にも十分に手厚い国際的な「人権」の共同に支えられた新しい人類史の段階を準備することにもなるはずだからです。

念のために、わが国の「緊急事態宣言」が全国的に解除された五月二五日の「コロナ禍」の状況を WHO（世界保健機構）の国際的な状況報告（situation report）によって見てみましょう。

わが国は、それによると、感染者数 1 万 6581 人（前日比 + 31）、死者 830 人（+ 10）となっています。

世界全体については、感染者数 530 万 4772 件（クラスターで数えられている部分もあるので件：+ 10 万 0264）、死者 34 万 2029 人（+ 4342）という膨大な数字が示され、とくに感染者が前日比 10 万人台を超えていて、感染爆発が起こっているため、まだ日本のような第一波のピークは見えない状態にあることが確認できます。この状況報告によれば、世界全体の感染者数が 100 万人を超えたのは四月四日、一七日には 207 万人、二九日には 301 万人を超えて月を越し、五月一日には 400 万人台に上っていて、現況では六月にはまず確実に 500 万人台の感染者数から始まるでしょう。

この世界的な感染爆発を押し上げているのは、南北アメリカとヨーロッパです。同じ WHO の五月二五日付の報告によりますと、南北アメリカが感染者数は 239 万 5295 件（+ 5 万 7171）、死者 14 万 1477 人（+ 3356）、ヨーロッパの感染者数 202 万 5176 件（+ 1 万 8192）、死者 17 万 4429 人（+ 543）です。世界の感染者総数のうちで、南北アメリカが約 45%、ヨーロッパが約 38% で、両方を合わせれば 83% という圧倒的な比重をもっているわけです。これに対して、「コロナ禍」が発生して最初にその対応に苦闘した中国や韓国、そして日本を含めた西太平洋地域は、感染者 17 万 4548 件（+ 927）、死者 6879 人（+ 16）で、中東地域や東南アジア地域よりも下位の位置にあり、特に日本だけが奇蹟的な成果を挙げているわけではありません。それはともあれ、上の南北アメリカの中には、世界一の超大国アメリカの他にブラジルが、またヨーロッパのなかにはロシアが加えられているとは言え、経済・政治・文化の中心的・先進的な両部分を襲っている「コロナ禍」問題の重大性は明らかでしょう。

この「コロナ禍」が文字通りの「パンデミック世界的流行病」として重大化していることを考えるに当たって、今年四月二一日に、WHO が、中国の武漢での「コロナ禍」の調査を前提にして発表した「covid-19 への対応の要諦 Key としての人権への取り組み」を念頭におくことが大切だと思います。

「コロナ禍」への対応のためには、「全ての国が健康を守り、経済的・社会的な混乱を最小限に抑え、人権を尊重するという良好なバランスを保たなければならない」というテドロス事務局長の発言が冒頭におかれています。この「人権の尊重」こそ、「コロナ禍」への「対応の要諦」、問題を解決する鍵だ、ということです。「コロナ禍」が地球的な生命的自然の深層から現代のグローバル化した人類的な生命的自然への侵襲であること、その感染が人間から人間への直接的なあらゆる関係によることからして、その「人権」概念は、一人一人の人間の直接的な生命活動の安全とその自由の家族的、社会的、政治的、文化的な発展諸段階とそれぞれの全分野に基礎づけられた根底的で統体的なものでなければならないでしょう。

ですからその「人権」は、法学的な意味での自由的基本権（信条、良心、学問、思想の自由）、政治的基本権（人民主権、選挙権、請願権）、社会経済的基本権（職業選択の自由、生存権的勤労権、団結権、社会保障権）などの伝統的な基本権のみならず、第二次世界大戦後に、とりわけ国連・ユネスコを基盤にして国際的に展開され、確立されてきた国際人権規約のなかの人権の諸規定、個別的な争点でもありつつける平和的生存権、民族独立権とあらゆる形態の民族差別の撤廃、さらには遡及的に問題化されている先住民の権利なども当然考慮されなければなりません。

こういう言い方をすると、えらくその「人権」とは込み入った難しい議論になってしまいますが、私としては、ここでは、二〇〇〇年九月の国連ミレニアム・サミットに参加した189の国によって採択された「国連ミレニアム宣言」、とりわけその宣言をより二〇三〇年までの具体的な行動目標として二〇一五年九月二五日の第70回国連総会が採択した行動目標——「二〇三〇アジェンダ」によって具体的に提起されている問題を考えておきたいと思います。

一. 「二〇三〇アジェンダ」の現代性

「二〇三〇アジェンダ」は、正式には「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための二〇三〇アジェンダ」とされていることに注目しましょう。

この「二〇三〇アジェンダ」の「宣言」には、この「行動目標」を達成するための旅には、人類の「誰一人として取り残さないことを誓う」（傍点は福田）という固い決意をこめた次のような「前文」がおかれています。

「前文」

このアジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画である。これはまた、より大きな自由における普遍的な平和の強化を追求するものでもある。我々は、極端な貧困を含むあらゆる形態と側面の貧困を撲滅することが最大の地球規模の課題であり、持続可能な開発のための不可欠な必要条件であると認識する。すべての国及びすべてのステークホルダーは、協同的パートナーシップの下、この計画を実行する。我々は、人類を貧困の恐怖及び欠乏の専制から解放し、地球を癒やし、安全にすることを決意している。我々は、世界を持続的かつ強靱（レジリエント）な道筋に移行させるために緊急に必要な、大胆かつ変革的な手段をとること

に決意している。我々はこの共同の旅路に乗り出すにあたり、誰一人取り残さないことを誓う。今日我々が発表する17の持続可能な開発のための目標（SDGs）と、169のターゲットは、この新しく普遍的なアジェンダの規模と野心を示している。これらの目標とターゲットとは、ミレニアム開発目標（MDGs）を基にして、ミレニアム開発目標が達成できなかったものを全うすることを目指すものである。

これらは、すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女兒の能力強化を達成することを目指す（榜点は福田）。これらの目標及びターゲットは、統合され不可分のものであり、持続可能な開発の三側面、すなわち経済、社会及び環境の三側面を調和させるものである。これらの目標及びターゲットは、人類及び地球にとり極めて重要な分野で、向こう15年間にわたり、行動を促進するものになろう。

人間

我々は、あらゆる形態及び側面において、貧困と飢餓に終止符を打ち、すべての人間が尊厳と平等の下に、そして健康な環境の下に、その持てる潜在能力を発揮することができることを確かにするべく決意する。

地球

我々は、地球が現在及び将来の世代の需要を支えることができるように、持続可能な消費及び生産、天然資源の持続可能な管理並びに気候変動に関する緊急の行動をとることを含めて、地球を破壊から守ることを決意する。

繁栄

我々は、すべての人間が豊かで満たされた生活を享受することができること、また、経済的、社会的及び技術的な進歩が自然との調和のうちに生じることを確保することを決意する。

平和

我々は、恐怖及び暴力から自由であり、平和的、公正かつ包摂的な社会を育てていくことを決意する。平和なくしては持続可能な開発はあり得ず、持続可能な開発なくして平和もあり得ない。

パートナーシップ

我々は、強化された地球規模の連帯の精神に基づき、最も貧しく最も脆弱な人々の必要に特別の焦点をあて、全ての国、全てのステークホルダー及び全ての人の参加を得て、再活性化された「持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップ」を通じて、このアジェンダを実施するに必要とされる手段を動員することを決意する。

持続可能な開発目標の相互関連性及び統合された性質は、この新たなアジェンダ（以後「新アジェンダ」と呼称）の目的が実現されることを確保する上で極めて重要である。もし我々がこの新アジェンダのすべての範囲にわたり自らの野心を実現することができれば、すべての人々の生活は大いに改善され、我々の世界はより良いものへと変革されるであろう。」

この「前言」の「決意」は、「人権の実現」において「ジェンダー」の「平等」と「女性」の「能力強化」という新しい課題をも含めて、「人類の誰一人として取り残さない」（傍点は福田）という「固い決意」を誓うに当たって、「今日の世界」の「直面する課題」として、つぎのような時代認識を明らかにしている。ここでの「人権」の人類的な実現は、けっして抽象的な理想を語るだけのものではなくて、地球と人類とを「緊急事態」の下におき入れている「世界」のあり方を「変革する」こととして宣言されているのです。

「(直面する課題)我々は、持続可能な開発に対する大きな課題に直面している。依然として数十億人もの人々が貧困のうちに生活し、尊厳のある生活を送れずにいる。国内的、国際的な不平等は増加している。

機会、富及び権力の不均衡は甚だしい。ジェンダー平等は依然として鍵となる課題である。失業、とりわけ若年層の失業は主たる懸念である。地球規模の健康の脅威、より頻繁かつ甚大な自然災害、悪化する紛争、暴力的過激主義、テロリズムと関連する人道危機及び人々の強制的な移動は、過去数十年の開発の進展の多くを後戻りさせる恐れがある。天然資源の減少並びに砂漠化、干ばつ、土壌悪化、淡水の欠乏及び生物多様性の喪失を含む環境の悪化による影響は、人類が直面する課題を増加し、悪化させる。我々の時代において、気候変動は最大の課題の一つであり、すべての国の持続可能な開発を達成するための能力に悪影響を及ぼす。世界的な気温の上昇、海面上昇、海洋の酸性化及びその他の気候変動の結果は、多くの後発開発途上国、小島嶼開発途上国を含む沿岸地帯及び低地帯の国々に深刻な影響を与えている。多くの国の存続と地球の生命システムが存続の危機に瀕している。」(外務省訳、傍点は福田)

ここには、アメリカの一極覇権のもとでのグローバル化が招来した世界の「直面する課題」と明言することはされてはいませんが、二一世紀の今日、人類は、いまや生態系をふくめた地球においての「いのち」の「平和」的な生存そのものの危機的な状況が現出しているという実態認識が、率直に語られています。その意味で、地球と人間の生存とを「持続可能」なものとするべく、国連レベルでの「誰一人取り残すことのない」人類的な「人権」の実現のための「パートナーシップ」に基づいた「世界変革」が不可避になっているというのです。その共通認識に立て、二〇三〇年までに国連として取り組む17の「行動目標」とそれぞれの目標の細目となる169の「ターゲット」とが提起されたのでした。紙幅の関係もありますので、ここでは大量の「ターゲット」は省いて、「持続可能な開発目標」だけを紹介しておきましょう。

「**持続可能な開発目標：**

- 目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

- 目標 4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク decent work*）を促進する
- 目標 9. 強靱（レジリエント resilient**）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標 11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる ***
- 目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標 17. 「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」（外務省訳）

* decent work：2000年の国際労働機関 ILO 総会において、21世紀の目標として提案・支持された労働のあり方。労働条件、労働時間、賃金、休日数、労働の内容などが人間の尊厳を損なうものではなく、人間らしい生活を持続的に営めるものであること。結社の自由、団体交渉権、失業保険、十分な雇用、雇用差別の廃止、最低賃金の確保が求められている。大江健三郎は、1994年のノーベル賞受賞講演の中で、「曖昧な ambiguous 日本の私」に対して、望ましい日本人として「ディーセントな日本人 decent japanese」を提起していた。

** resilient：最近「復元力、回復力、弾力」などと訳されている「レジリエンス resilience」の形容詞形で、人事労務用語辞典にも登場する。この形容詞形について、able to better quickly after something unpleasant such as shock, injury etc. と説明されている（Oxfords Advanced Dictionary）。生態学的には、或る体系が攪乱から回復して、通常維持していた物質循環やバイオマス生産を維持する能力を指す。レジリエンスの決定要因としては、種、集団、個体といった個々の構成要素の多様性、不均一性、生態的地位が複数いるといった冗長性、核構成要素が総体的な自立性をもっている機能単位性などが指摘される。

*** 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識している。

上記の「目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」の部分にも、下線を施しておきましたが、この「目標」は、二〇〇〇年九月に国連で採択されていた「ミレニアム開発目標 MDGs」の 8 つの目標のうちの「目標 6 HIV / エイズ、マラリヤその他の疾病の蔓延防止」を引き継いだもので、いっそう具体的な「ターゲット」を揃えるようになっていきます。

3.1「世界の妊産婦の死亡率を出生 10 万人当たり 70 人未満に削減」し、3.2「すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生 1000 件中 12 件以下」に減らすことを目指し、「2030 年までに、新生児及び 5 歳未満児の予防可能な死亡を根絶する」としています。3.3「2030 年までに、エイズ、結核、マラリヤ及び顧みられていない熱帯病のような伝染病を根絶するとともに、肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処」する。3.4「2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。——ここに見るような一連の「ターゲット」は、グローバリゼーションの圧力が、後進の未開発・貧困地帯に風土病や感染疾患を誘発し、女性とその乳幼児に無残な死をもたらしている現状を変革する目標を提起したものです。エイズ禍の克服の後に、新たにマーズ MERS、サーズ SARS、さらには豚コレラなどコロナウイルス系の感染症が世界的に流行することで、今回の新型コロナウイルスの出現も予測されることになり、WHO レベルでは、それに備えた医療と福祉の施策と体制づくりが、精神衛生の面も含めて、国際的な課題とされはじめていたのです。

こうして今回の「開発目標」は、「貧困」と「飢餓」にともなう「栄養改善」、衛生的な水道の整備、農業の重視、陸系の生態系の保護や生物の多様性への配慮や、森林経営、砂漠化対策、気候変動などの環境問題にまで「人権の実現」の課題を徹底させ、各国内や各国家間の差別を無くし、人間の「一人ひとり」の「人格 person」への自由と平等な生存権保障（この「一人ひとりの人格」が強調されていることについては、後に付言する重大な意味があります）の全人類性を担保することで、二一世紀的な全人類の課題を表現することになったのでした。総じて持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進することは、今日の世界史を動かす世界諸国民みずからによって初めて可能となる壮大な「人権」論的世界変革の展望が提起されている、といえるのではないのでしょうか。

この「アジェンダ」が「平和的な生存」の条件の下で、あらゆる場所での貧困と国内・国家間の人間的な差別の撤廃と開発の実現を図ることを、何よりも再活性化された「持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップ」を通じて、必要とされる手段を動員しようとしている決意には、国連の 2000 年の「ミレニアム八原則」の後、二〇〇五年四月、「バンドン会議 50 周年」を記念する「アジア・アフリカ首脳会議」で採択された「アジア・アフリカ戦略的パートナーシップに関する宣言」の内容が色濃く反映しています。国家体制や外交路線の大きく異なるアジア・アフリカの 29 ヶ国は、「求同存異」の精神に立って、基本的人権と国連憲章の尊重、主権と領土の尊重、人種・国家の平等、大国の集団防衛体制反対、不侵略、紛争の平和的解決、協力促進、正義と国際義務の尊重などの「平和十原則」による合意に達したことは、改めて開かれた二

一世紀においてアジアが占めている比重の大きさを示すことになったのです。記憶しておいてよいことは、唯一の主要国首脳会議（G8）のメンバーである日本からは小泉純一郎首相がこの会議に参加していて、この機会に、かつての「植民地支配と侵略」につき「痛切な反省と心からのお詫び」を表明するとした一方、平和国家として世界の平和と繁栄に貢献するとの決意を表明したうえで、「アジア・アフリカ戦略的パートナーシップに関する宣言」の署名国となったことです。

こうした歴史的な前提を踏まえて、「開発目標」の二〇三〇年までの期限を半ばにして提起されたのが、この「二〇三〇アジェンダ」でした。この「アジェンダ」は、期限を一〇年後に控えていることで、現在世界的に猛威を振るっている「コロナ禍」の試練に立ち向かう課題を自らに課する結果になっていたのです。

二. 「コロナ禍」と新自由主義的「人権」論

ところで六月へと月を越して、発生以来半年目を迎える世界の「コロナ禍」は、残念ながら日本やアジアの状況とは異なって、その勢いを却って増しているように思われます。WHOの状況報告によりますと、六月に入ると感染者数はさらに増勢を加えて600万人を超え、六月九日に700万人を超えて、早くも一三日には750万人を超えました。付け加えますと、この校正の筆を入れている今日七月七日の状況報告では、感染者は1150万0302件（+17万2512件）、死者53万5749人（+3419人）で、死者の増加は前ほどではないものの感染者の増加は、日によっては20万人を超えることもある加速ぶりの結果です。とくにアメリカは依然として前日比の増加数では世界一を続け、それを追って二位のブラジルでは「コロナ禍」はただの流感と言ってマスクもしないでいた大統領が感染して入院してすぐに熱は下がったために、四月にイギリスのジョンソン首相が一ヶ月の重篤な感染で入院し、快復後に「社会」福祉の意味を再発見し、「コロナ禍」への国際的な協力を呼びかけたようなことにはなりません。

またアメリカ地域につぐ第二位の感染者を出しつつづけているヨーロッパでも、同じようにロックダウンのような都市対策をせず人口の6割以上が自然感染して抗体を得て「集団免疫」を獲得する路線をとるスウェーデンの問題があります。人口約1000万人程のこの国で死者は5000人を超えていて、その死亡率の高さは、高福祉で知られる北欧諸国のなかでも突出していて、しかも狙いとするGDP効果では、その落ち込みはアメリカ並みです。死亡率の突出した高さは、死者の9割が70歳以上を占めている異常さ。それはICU（集中治療室）に運ばれた70歳以上の患者は約22%、80歳以上の患者は3.5%だけ、医療崩壊を防ぐために高齢者を無闇に病院に連れて行かないという政府の露骨な「いのちの選別」政策が福祉の効率化として導入されている「むごい実験」の結果であると報じられています（『中日新聞』）。こうして「いのち」よりも経済効率を重視する世界の先進諸地域での「コロナ禍」のさらなる昂進は、「経済」第一の新自由主義の誤りをいっそう浮き立たせる状況がつづいているということなのです。

世界で感染者数が1000万人をこえた七月七日時点での世界の「コロナ禍」の増勢をもたらしているのは、依然として感染者数が世界第一位のアメリカに第二位のブラジルが加わった南北アメリカ地域であり、それに次ぐのがヨーロッパ地域です。

南北アメリカ地域は、感染者591万5551件（+9万4711件）、死者26万6736人（+1712人）となり、ヨーロッパ地域は、感染者280万848件（+1万8666件）、死者20万0651人（+413人）となっていて、前者では死者の増勢が、後者では感染者の増勢がそれぞれやや落ちているものの、両地域を合わせると、世界全体の感染者では76.7%、死者では87.2%という高い比率を占めています。アメリカだけを見ても、感染者は287万7238件（+4万3686件）の高いペースが出ていて、死者12万9643人（+235）で規制緩和の影響が出ています。

かつてマイケル・ムーア監督の映画「シッコ sicko」は、テロより怖い医療問題というキャッチコピーで日本でも公開されましたが、アメリカ合衆国では、「病気 sick」にかかることは「気の狂う sicko」ほどの金がかかることだということなどで社会保障の不備が話題になったものです。「コロナ禍」でも、死者の半分は医療体制の弱い「介護施設」の老人であり、入院費が三ヶ月で億ドルの単位の保険で払わなければならない個人医療であったりする社会に、低賃金労働者である女性やアフリカ系アメリカ人やヒスパニック系の労働者が2000万人ほど溢れかえっているのだから、そうした社会的弱者が構造的に「コロナ禍」の差別的な被害者の増勢を押し上げ続けているわけです。

さらに世界的な状況としては、これから夏に向かう北半球とは逆に冬に向かう南半球では、暖房のための密室化などの「三密」化が後進地域ほど避けがたい社会的条件が加わることもあって、「三密」の規制緩和に向かい始めた北半球にとっては南半球からの感染の反射も予想されますし、かたて加えてまだまだ「コロナウイルス」の正体も明らかでなく、ワクチンなどの治療薬も開発途上ですから、世界的な「コロナ禍」の先行きには、とても短期的な楽観を許す余地はなさそうです。

おまけにこの「コロナ禍」が「パンデミック」として出来たのが、いわゆる「米中摩擦」が世界史的な覇権を二大国の経済的、政治的な覇権争いとして世界各国を巻き込み始めた最中のことであったことが、問題を深刻化させています。アメリカから国際的な覇権争いの主敵とみなされている中国は、七月七日のデータでは、感染者8万5345件（+25）、死者4645（+0）で、上のアメリカのデータと比べると、その差はけた違いの歴然としたものになっていて、新自由主義の世界的な大国がアメリカ合衆国の「コロナ禍」対応の余りにも大きな立ち後れはそれが抱える経済的、社会的諸矛盾の深刻さを改めて露呈することになっています。トランプ大統領は、中国がすでに正常化に復し、ドイツ、イタリアなどが一定の抑制効果が出て外出規制を緩めていることに刺激されて、また市民からの規制解除の要求も強いために、「コロナ禍」を当たり前の「流感」と同じと高言して感染者、死者ともに急増させているブラジル大統領と同じように、多少の「犠牲」は構わないなどと放言しながら、国際的にも国内的にも停滞している経済活動の規制緩和に乗りだすという無謀・無策の結果、膨大な公共予算を放出しながら、いっそうの状況悪

化を招くという悪循環に陥っています。

こう書いた矢先に20ドルの偽札使用容疑で逮捕された黒人を白人の警官4人が意図的に殺害したことに抗議する全国的なデモと暴動が起きました。「暴動には発砲がある」と言明し、弾圧のために軍隊を向けるというトランプ大統領の挑発に煽られて、暴動と弾圧との悪循環が起りかけましたが、やがて理性的な抗議の形態が見出されて、その抗議デモは国境を越えて広がっています。『Asahi Weekly』の五月一四日号には、アメリカのアトランタではバリケードを作っている警官隊とデモ隊の一部に互いに拳を合わせる連帯の写真と、またイギリスのブリストルでは奴隷商人E・コルストンの彫像が群衆によって海に投げ込まれる写真が一面一杯に載っていました。第二次世界大戦でナチスとの戦争を勝利に導いたイギリスの国民的英雄チャーチル元首相のイギリス国会前広場の銅像にもインド人に対する差別的な発言のために、「人種主義者」と落書きをされ、銅像の撤去を要求する声が出ています。黒人差別反対の運動は、南アフリカでは奴隷商人のセシル・ローズ像の海中への放棄となり、ニュージーランドでは先住民の抗議運動となってさらなる広がりを見せています。「アメリカ第一」というトランプ大統領の政策の下で、「コロナ禍」の昂進は、同時にアメリカの建国以来のアングロサクソンの白人優越の人種差別の歴史的な克服をも、いまや否応ない課題として提起することになっているのです。

このアメリカが「コロナ禍」への対応で迫られている課題は、立ち返って考えてみれば、貧困や人種差別の克服などの「人権」を原理として「福祉」と「公衆衛生」の「平和」的「包括」的な「開発」を求めている二〇一五年のWHOの「二〇三〇アジェンダ」が、「世界変革」の行動目標としているものそのものなものでした。

このアジェンダは、二〇一五年九月二五日―二七日、ニューヨーク国連本部において開催された「国連持続可能な開発サミット」において、150を超える加盟国首脳に参加のもとに、その成果文書として採択されたものなのです。

トランプ大統領は、自らの政策的な立ち後れと人権無視の政治姿勢を反省するのではなく、「コロナ禍」の責任を中国に帰して、中国寄りという口実を設けて、国際的な協力の基盤となるWHO（世界保健機関）——人間の健康を基本的人権の一つと捉え、その達成を目的として設立された国際連合の専門機関——への拠出金を拒否し、組織からの脱退に踏み切りました。すでにトランプ大統領は、人権問題の取り扱いがパレスティナ側寄りでイスラエルに不公正だとして一八年には国連人権理事会や、ユネスコ（国連教育科学文化機関）から脱退していましたが、WHOからの脱退は、アメリカの自由主義的な「人権」論には根深い「差別」性と独善性がある、それが今日の国連段階で完全に時代後れになってしまったことを露呈することになっているのです。そして今回の「コロナ禍」弾圧事件は、かつての中国の「天安門事件」に矛先を向けたアメリカからの「人権」論的批判が、そのまま自分に帰ってくる結果になっています。

ところでこの「コロナ禍」の世界的な現況には、新しい気配りな傾向が出ています。それは、「コロナ禍」の感染者前日比の件数で、東南アジア地域が、アメリカ地域の+9万4711件に次いで+2万6870件となって、ヨーロッパ地域の+1万8688件を大きく上回っていることで

す。この増加比の高さは、インドを主としたものですが、これは感染数では大きく上回っているアメリカ地域、ヨーロッパ地域の前日比増加件数の比率に当面は数倍しています。この地域は、インド、バングラディッシュ、ミャンマー、タイと国名を挙げれば、さらにその周辺のベトナム、ラオス、カンボディア、シンガポールにまたがって、かつてのイギリス、フランスの旧植民地から、中国の強い影響下でそれぞれに独立を果たした新興国が密集しています。そしてそれぞれの国は、国際的にも国内的にも、中国との歴史的関係や最近の「一帯一路」関係をはらみながら、相互間での国境問題や、国内での多民族問題、宗教問題など多くの紛争を抱え込んでいて、まさにこの地域には、「二〇三〇アジェンダ」の「持続的な発展」のための「行動目標」がそのまま当てはまる地域といっても過言ではないでしょう。そこでは「コロナ禍」問題は、インドで顕著な昂進を見せていますが、他の諸国にはまだ「コロナ禍」が全体化していないだけかも知れません。そして気がかりなのは、これらの諸国には、国際法上も「国権」といわれる問題性、つまり「民族の独立」を果たして「国家」を課題とすることが可能になる植民地としての歴史的な経緯からしても、『民族の権利』の主張は、『個人』の権利だけでなく『国家』の権利だけでもない両者を含む権利概念として提起」されているという共通の問題性があることです（鮎京正訓、第五章「フランス人権宣言と第三世界」、『講座・革命と法』第二巻、日本評論社、一九八九年。）、フランスの植民地で日本の占領から解放されて独立が可能になった一九四五年九月の「ベトナム民主共和国独立宣言」に例をとった「国権」問題における「民族の独立」の権利の「個人」、「国家」の権利に対する根底性は、上に名を挙げた諸国の「独立」を一般的に条件づける形になっています。核保有国であるインドをはじめ、それぞれの国の独立を賭けた諸々の紛争の過程で軍事化が国家権力の必要条件になり、その「国権」を前提にし、その許容限界のもとで「人権」諸規定や「民主主義」規定がなされ、人間一人ひとりに自存的内発的な下からの「権利」として獲得したのではなく、むしろ上から「義務」として与えられる形になる他はありませんでした。しかしその新興の「民族国家」は、社会的な発展を目指して「社会主義」を志向した場合にも、国際的な経済の一環として「市場社会」に組み込まれることで、一人ひとりの個性の自由への欲望と要求が発展し、既存の「民族」価値と様々な矛盾を引き起こし、「国権」のありようをより発展的な人間的なものに転換しなくてはならない条件が成立しています。ミャンマーの民主化過程でのロヒンギャ問題などがそうした課題の一つの表われでしょうし、ベトナムが「コロナ禍」で死者をゼロに抑制しているのも、裏面での東南アジア地域での新興独立国一般に共通な「人権」の制度的な諸制約の限界を露呈しているものといえましょう。

このように世界的な「コロナ禍」が様々な意味を露呈しながらなおいっそう昂進を続けているなかで、日本の安倍首相は、国際的にはまったくの手法の違いとして指摘された検査抜き的手法などによりながらも、当面の「コロナ禍」第一波を超えたことを「日本モデル」の成果だとして誇りながら、全国的に「緊急事態宣言」の解除を打ち出しました。日本の状況は、たしかに欧米の諸国の状況から見れば一種の「不可思議な謎」だとも「奇蹟」だとも見えますが、太平洋の西の地域での比較をとってみると、むしろ日本の成果は下位に属しているのですから、ことさらに

「日本モデル」として手柄顔をするのは恥ずかしいことです。単純に日本人に固有なお上への「同調意識」が強いとか、マスクが習慣化しているとか、風呂好きや手洗いなどの清潔好きとか、握手やハグよりもお辞儀で過ごす日常の交際儀礼や、土足で屋内に入らないなどといった大いに「日本主義」を満足させる俗説が横行していますが、どれも科学的に説明できるものではありません。むしろ「コロナウイルス」には、変異によって異なった三種の型があって、欧米に流行した型と、アジア地域に流行した型とが異なった病状をもたらし、感染の重篤化も異なった数値となるという仮説によって説明されるべきもののようで、その他の病理学的 / 遺伝学的な科学研究成果によってこそ「コロナ禍」の現象差が説明されて、その治療にとっての大きな前進根拠となることを期待するべきでしょうし、そのような学的研究を重視した国際的な研究施策が切望されています。

それはさておき、「空前絶後」の補正予算を組んで、第二波への備えを整備しながら「緊急事態」解除に向かった一週間後の日本の現状はどうなのでしょう。具体的な数字は挙げるまでもありませんが、テレビなどの速報によれば、全国的な規制が緩められるなかで、東京では「コロナ禍」の振幅が見られ、北九州市では「クラスター」ができていて、慎重な対応がとられていて、全国的な状況はまだ安定しているとは言えないようです。こうした国内状況だけではなく、今後徐々に国際関係が回復されてくると、場合によってはさらに異なったコロナ型による外来的もしくは内発的な感染が発生することが心配されます。いずれにもせよわが国でもまだ「コロナ禍」の終熄までには、かなりの時間がかかるでしょう。そうすると「人権」論的にも、自然的、社会的、政治的、文化的にも、相互に多面的な関係をもつ「コロナ禍」への今後の対応が、少なくとも先に紹介した「二〇三〇アジェンダ」が提起している国際的な共同目標を踏まえたものとなっていかどうかを厳しく問うていく必要があるでしょう。

その際に留意しておかなければならないのは、トランプ大統領に代表されるようなアメリカの新自由主義的なアングロサクソンの「人権」論は、戦後の大衆化した国連の歴史のなかで形成されてきた自然権的な普遍的「人権」論とは根本的に違っているということです。強大な核戦力と経済力によって一極覇権主義を達成したアメリカが、トランプ大統領の時代になって国連の人権理事会からの脱退、今また WHO が要請する国際的共同について顕著な拒否反応をしめしていることは、他でもなくアメリカの新自由主義による世界覇権主義こそが、現代世界の危機を作り出した根源であることを逆証することになっています。その端的な事例は、二〇〇七年九月、国連で「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が圧倒的多数で採択された際に、アメリカは、イギリス、カナダ、オーストラリアのアングロサクソン4国とともに棄権をしたことでした。これらの国は何れも、かつて先住民を弾圧し、ジェノサイドに付した母斑をその立国の人権原理に刻印している国であり、アメリカの覇権国家への生成は、朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸 / イラク戦争を主導した戦争国家として戦後の覇権大国化の血塗られた歴史を辿っていて、その冷戦の勝利は、旧社会主義国を国際市場へ導入して、経済的な支配下におき、レーガン大統領が「宇宙戦争」での覇権の悪夢で飾ることができたのでした。

このアメリカの軍事的新自由主義は、すでにリンカーンの時代にまで遡るといふ国際的な指摘がなされていることを思い起こしてもよいでしょう。彼の主導した南北戦争は、移植者達が持ち込んだ疫病による先住民の大量の罹患死と、新式の武器による原住民のジェノサイドや強制収容所送りとの裏面史に彩られています。そしてリンカーンの南北戦争による「黒人奴隷制」の廃止を可能にしたのは、イタリアの哲学者故ドメニコ・ロズルドの指摘によると、敵側から「独裁者」として非難されているように、「軍政」と「軍事裁判所」という手段に訴え、「法」という言葉を「大統領の意志」に読み替え、人身保護法 *habeas corpus* を「誰であっても、大統領の好む期間、投獄できる大統領の権限」に属するものへとすり替える手続きによるものでした。つまり奴隷を保有する「農場主の自由主義」としてのものであり、その自由主義は、つねに奴隷制を承認するのに都合のよいものなものでした（『自由主義の反歴史 *La contrahistoria del liberalismo*』, Laterza, 2005）。そしてこの「農場主の自由主義」という点では、「独立戦争」後のアメリカ合衆国の初代大統領のジョージ・ワシントンの名を逸するわけにはいかないでしょう。ヴァージニアの奴隷制農園主の家に生まれつき、民兵の指揮官として英仏戦争の時には、フランス・インディアン軍の指揮官として戦い、「独立戦争」のなかではインディアンを「狼と同じ猛獣」と言いつつインディアンの絶滅に務め、インディアンの尻部の皮を剥いで自分の兵士達の靴やレギンスの材料にした残酷さのために、ワシントンという名を聞くとインディアンの子供は蒼くなって母親の首にかじりついた、というエピソードを残した軍人経歴の持ち主でした（この項は、「Wikipedia」の「ジョージ・ワシントン」にも載っています）。だからこそまたアメリカ海軍の攻撃型ミサイル搭載の原子力潜水艦は、「ジョージ・ワシントン」と名乗ることができたのでしょう。

そうしたアメリカの「自由主義」の人種差別的な歴史的来歴を考えれば、リンカーンの「法」の運用は、現代アメリカの大統領トランプの国連やユネスコやWHOの関わる「人権」の「だれ一人残すことのない」実現という課題設定に対する徹底した拒否反応の歴史的原点をおいたものだったのです。そしてまたこうした権力による「法」のすり替え・読み替えが新自由主義的政治の特技に属するものであることは、トランプ大統領の盟友日本の総理大臣が、「集団的自衛権」の違憲性の問題で法制局長官の人事に介入して従来解釈を変えさせ、また最近の「検事長定年延長」問題において検事長の人事に介入して「賭け麻雀」の賭博容疑者を違法の閣議決定で任命しようとするなど、政治からの「司法権」の独立への目に余る侵犯事件を続発させていることでも、私たちの見る通りではないでしょうか。

三. 「二〇三〇アジェンダ」の反「新自由主義」的な立ち位置

上に見たロズルド教授の問題意識は、奴隷制に寛容なアングロサクソンの「自由主義」を生み出した歴史的な条件を、一八一二～一五年にかけて戦われた英米戦争の時期におきながら、この時期にアメリカの副大統領をつとめた典型的な「自由主義」の政治家ジョン・カルフーン

(1782-1850) の例を挙げています。カルフーンは、個人の自由に捧げられた情熱的な賛歌を歌いあげ、J・ロック (1632-1704) の名をも引き合いに出しながら、国家権力からのあらゆる抑圧、あらゆる不当な干渉に反対して、個人の自由を精力的に擁護した人物です。そしてそのアメリカ合衆国の名誉と共和制の価値を守るために、王制のイギリスとの戦争に全力を挙げました。海上の覇権を支配しているイギリスと戦うために海軍を強化し、数は少なくとも近代的な兵器で武装したイギリス軍やイギリスからの軍事的な支援を受けているインディアンとの戦争を戦うためには装備におとる陸軍の軍制の強化に努める国家主義者でもありました。しかしまたロックの宗教的な寛容論が、宗教や教会の違いを理由として他人社会的な権利の享有を損なってはならないとしているように、米英戦争後の彼に、正真正銘の「立憲政府」の「統治」のための「妥協」を指針とし、少数政党の権利を守るために、南部の奴隷制農園主の権利を容認することに疑問を持たなかったのです。この一八世紀半ばのアメリカの副大統領は、政党統治における少数派の選択の必要な「悪」として受け入れることで、「奴隷制廃止論者」たちには、もっぱら「狂信的な分ならず屋 *ciechi fanatici*」という烙印を捺すだけで、「奴隷制がアメリカ憲法によって保障された合法的な所有の一形態」であるという見解を変えることなく、「南北戦争」の始まる前に、カルフーンはその生涯を終えたのです。カルフーンの出身地サウスカロライナは、アメリカ創世記の13の州のうちの一つであり、多くの奴隷を所有する農業州として、奴隷制廃止に反対して「アメリカ南部連合」を組織し、その州内で「南北戦争」の最初の戦闘が行なわれました。

ロズルドは、合衆国の立役者カルフーンがはっきりと言及していることとして、ロックもまた植民地における奴隷身分を当然のことと見なし、それを鎮静化させて、カロライナ州にこの制度を法制的に作りあげる上で個人的にも貢献するところがあったことを指摘しています。ロックは、「カロライナの自由な人間はいずれも、自分の奴隷たちに対して、かれらの信条や宗教の如何に関わらず、絶対的な権力と権威をもたなければならない」と述べることで、「奴隷身分を絶対的かつ永続的なものとして正当化しようとした最後の哲学者」である。そうだからと言って、他方では彼は、「奴隷的」なものという火のような言葉でもって、絶対王権が課そうとしている政策に烙印を捺すことを止めることはなかった(『統治二論』)のです。「絶対的な政府」や「権力の集中」とあわせて、狂信 *fanatismo* や【異端征伐的な】「十字軍」精神を倦まずたゆまず批判し、糾弾し続けました。

その「自由のチャンピオン」であり、同時にまた「奴隷擁護のチャンピオン」として、ロックの同時代人アンドリュウ・フレッチャーやジェイムズ・バー James Burgh などの名前も挙げられていますが、彼らが奴隷身分の必要不可欠なことを強調する際に考えていることは、植民地の黒人たちのことではなくて、大都会の「浮浪者たち」、乞食たち、怠惰な下層民たち、穀潰しどものことで、こうなると「奴隷」的差別は、自由主義の生み出す社会矛盾への差別的な「寛容」から文明的な人間疎外への居直りの時代がはじまることを告白することになります(以上の所論点は、上掲『自由主義の反歴史』、第一章による)。

こうしてやがて南北戦争時にアメリカインディアンの草葺き小屋の焼き討ち体験が、第二次世

界大戦時には、日本の木と紙の家を焼夷弾で焼き討ちする都市空襲の戦争犯罪を着想させることになったと、マクナマラ元国防長官が告白することになるのは、二〇〇三年のエロール・モリス監督の「長篇ドキュメンタリー映画賞」の受賞作『THE FOG OF WAR』においてのことでした。

アメリカの「新自由主義」的な「人権」論は、このようにアングロサクソン系に特有な植民地型の軍事占領国家に特有な市民社会の敵対性を刻印しているのに対して、国連系の現代人権論は、すべての人々の人権を、一人残さず、国内と国家間とのあらゆる差別をなくすことを、「グローバル・パートナーシップ」をもって、「平和」のうちに、実現するための「世界変革」を行動目標としている文字通りに普遍的な人類的な「人権」論となっています。このような「人権論」の発想や構想は、フランス革命の時代の「人権宣言」を受けたドイツ系の法理論、とりわけヘーゲルの『法哲学』の「人権」規定に遡ることができるように思われます。ここでは詳しくは立ち入ることはできませんが、なかでもフランス革命への干渉戦争に対応するために採択はされていても実施されることはできませんでした。相次いだ憲法のなかでも理論的には最良のものと評価されている「ジャコバン憲法」に表現されている「人間な自由のための共同」としての「人類同胞愛 Fraternité」の概念は、「善きもの」の協同性を守ることが国家の課題として立てているだけではなく、隣国ドイツのマイantz共和国が後進国ドイツの人民の主體的な自由によって創建されることに連帯した実績を残しています。またヘルダーの人類同系論は、ヘーゲルが民族同権的な普遍的人権をそこに基礎づけることで、カントの国際的な戦争を廃棄する「永遠平和論」の「人権」論的な基礎づけを行ない、今日の国連が存立する歴史的な局面を開きました。ヘーゲルの『自然哲学』、『大論理学』、『法哲学』へと筋道をたどる生命論は、スピノザの「自然」の「自己原因」、「意志」、「自己保存」などの形で自由で自立的な自然的な個人を「人格」として捉え、「人格」の互惠的平等性を近代的な「法／権利」の原理としたのでした。ヘーゲルの用語では、「人格」において「法 Recht」はまた言葉もそのまま「権利 Recht」になり、その系譜で「法／権利」の主体性としての「人格」の自由と平等性において「主権者」となるためには、当然また「教育」が近代国家の必須の義務となるわけです（こうした諸点については拙稿『神の御国』理念とベルン期のヘーゲル」偈の一、『現代と文化』第140号、2020.3を参照）。

英語においては、「法 law」は「権利 right」とは区別されて、支配者が定めた「法」のなかで「権利」が分節されますから、「権利」は、リンカーン型の「法」の絶対性にとっての手段性の位置づけにするような差異化の余地があり、「権利」は人間にとって、政治的な外的属性ということになります。このことは、既に多くの報道が伝えていることですが、この六月一日、トランプ大統領が、五月のWHOからの脱退に次いでまた国際刑事裁判所（ICC）の当局者に対して、「米国民の利益への攻撃」であり、「米国の主権の侵害である」として、経済制裁を課する大統領令に署名したことでいま一度露呈されることになりました。国際刑事裁判所は、大量虐殺、人道に反する罪、戦争犯罪などを裁くために二〇〇二年にオランダに設立された国際的機関で、この三月にアフガンで政府側の治安軍や反政府側のタリバン、その内戦に参与した米軍と

CIAが、「戦争犯罪」に該当する拷問などを行なったことについての「真実追究」に取り組むことを決定していました。ICCが、この攻撃は「残虐犯罪の犠牲者に対する攻撃である」と反論し、アメリカの人権団体の全米市民自由連合（ACLU）も、「人権とそれを支えようと活動する人びとへの侮辱である」として、アメリカの一方的な「法」が全人類的な「法」の支配と矛盾することを厳しく批判しています。

これに対してヘーゲルの『法哲学』においては、ドイツ語の「Redht」が、同時に「法／権利」として、人間主体の自然的な生命活動に内属する「自分のもの」としての「自然法」的な生存権として定義されていて、「法」は一人ひとりの人間のその生存権を「人格」として人間関係の普遍性の原理として擁護されることを要求します。そしてそのような「法／権利」にそった「人格」を発展させるところに「善」と「福祉」が存立し、「政治」の責任は、そこに人間社会の「正義」を確認し、「法／権利」を実現することにこそあるのであって、「政治」的な権力の「意志」は、たとえそれが多数者の意志を時によって代表するよう見えようとも、けっして「人権」としての「法／権威」に優越することはありません。また「権利／法」を担う一人ひとり、平等な「人格」であって、物件ではないので、売買の対象にはならないし、してはならないものですし、外的な如何なる権威や権力にも服従することがない自由と尊厳性をもったものとして、「法／権利」の根源に位置づけられています。こう考えると、フランス革命の時代を反映したヘーゲルの「法／権利」論は、アメリカ「独立宣言」において成立した奴隷制を内包する奴隷主の自由論、本来的に「神権君主制」の絶対主義のイギリスに発するアングロサクソンの人権論とは決定的に相容れることのないものであることは明らかでしょう。

そのようなヘーゲルの「法／権利」論が、さらに人間の一人ひとりの「人格」の「尊厳」をジェンダーの平等にまで徹底され、「民族」や「国家」における二〇世紀的な「差別」の揚棄を、改めて全地球的な「持続的発展」の自然環境を確保しつつ、核による地球破滅的な戦争から解放された人類の「平和」を「パートナーシップ」において実現しようと改めて決意している「国連」の「二〇三〇アジェンダ」は、現代においてははっきりと「反歴史主義」的な奴隷内在性を露呈するにいたった「新自由主義」の危機とその「コロナ禍」的な局面とに対決し、新しい地球史的な人類の「人間的な再生を切り拓く上で、決定的に重要な指針となっていることを、ここで改めて確認しておきたいと思えます。

四. まとめとして：いくつかの問題点

つい「権利」論について立ち入りすぎてしまいましたが、当面の「コロナ禍」の第一波を越えて、「非常事態宣言」の解除後に手探りの第二波の襲来に脅えている段階にあるわが国の対応について、「二〇三〇アジェンダ」の視点から見て四つの問題点を書き出して、当面のまとめとしておきましょう。

① 「コロナ禍」とのたたかいは、戦争ではありません。トランプ大統領が、中米経済対立を実

態的には互いに核大国としての軍事的・経済的な覇権争いとして位置づけているように、「コロナ禍」をも戦争に見立てて、自分を「司令官」に擬しているのは根本的な誤りです。国連の「人権」対応に背を向け、WHOからの脱退を図るようなことは、その国際的な責任の大きさからいって百害あって一利もないことです。ここでは、核兵器やあらゆる軍事的装備は無用であるというよりも、この医療と福祉の分野にとっては、財政的にも実態的にも有害であるからです。

また中国が、取り敢えず「コロナ禍」第一波を比較的早期に超えた条件の下で、イタリアなどの友好関係にある国への医療面での援助に乗り出している反面で、海洋資源を目指して露骨な海域覇権に乗りだし、香港への人権圧力を強めたり、中印国境問題を起こし、「コロナ禍」対策について「人権」視点から習近平政権の批判をした多数の弁護士を「国家安全転覆」の罪で起訴したりしていることも、アメリカと同じく時代おくれとなった「人権」に対する「国権」優越、「平和」と「パートナーシップ」ではなく核対決と経済的覇権、「リジリエント」で「持続的な発展」という「ディーセント」な「世界への変革」ではなく、「終末論的」な「世界の破滅」の構造につながっています。毛沢東の「矛盾論」は、かつて対立する矛盾の主要な側面の逆転で以て別の矛盾への転化が起こることでもって、矛盾の解決としていましたが、矛盾の真の解決は、その対立の両側面の揚棄による新しい発展形態の成立であることを説くことがなかったものでしたし、「二〇三〇アジェンダ」の志向に逆行する結果を生んでいます。

その点では、韓国政府が「コロナ禍」の民生費用のために、防衛費を削減したのは合理的なことでした。しかしひるがえって日本政府はといえば、二〇二〇年度の防衛予算として五兆三一三三億円を組んでいて、この予算額はこの五年連続で最高額を更新し続けているものです。「コロナ禍」が問題になる最中に組まれている予算ですから、当然に「コロナ禍」対策に、この不要不急な防衛費を削減するべきです。

この点ではいくつかのことが想い出されます。防衛庁は、陸上配備型の弾道ミサイル迎撃システム「イージス・アショア」を秋田県と山口県とにそれぞれ配置する計画ですが、地元の反対が強いなかで当初の建造費800億円は6000億円に増額されたと報道されていますが、当然ながらその軍事的有効性も疑念が大きくて、計画中止になったのは当然のことでした。かつて中曽根首相が「戦後政治の総決算」のために英米流の「新自由主義」を打ち出し、レーガン大統領のために「日本を不沈空母」にすることを約束したことを、沖縄の辺野古まで一体化して果たさんと言わんばかりの計画でした。その他に安倍首相には故障続きのF35戦闘機など、大量の兵器の「爆買い」の膨大なツケがあり、難工事で一〇年かかるという辺野古の基地造成にも莫大な予算を必要とします。これは首相の自衛隊の「総司令官」意識のなせるものでしょうが、国民の立場からすれば、「コロナ禍」に比べれば、「不要不急」な物件であり、人命を助けるものではなく、「戦争」の手段であり、とうていゆるされることのない憲法違反のための国政の独善的運用です。今こそ一切の新規軍事費増額分を廃棄して、「コロナ禍」と「緊急事態宣言」で生じている国民的な民生費用に転用することで、国民の平和的生存権を厚く保障す

る政策をとらなくてはなりません。付け加えれば、またそれは岸信介の孫であることを誇りとする安倍首相の独自の責任でもあります。

岸信介の「自由民主党」の創建の秘話、最近公刊されている『CIA 秘録』によって、すこしだけ歴史を振り返っておきましょう。岸信介は、アメリカに日本が「宣戦布告」をしたときの閣僚で、戦後は、極東裁判でA級戦犯に指定されていました。東條元首相達が処刑された日の翌日、岸は抑留されていた巣鴨拘置所を無罪で出所しましたが、それは戦中に駐日大使グループを収容所から出してゴルフをするなどの友人関係を密かに築いたおかげでした。そして極刑を免がれた岸は、「民主主義者」としてアメリカによって扱われ、隠密にCIAや国務省の当局者と会い、資金援助も含めてアメリカ政府から「暗黙の支援」を受けながら、「自由党」をひっくり返して「新しい自由民主党」を作ったのですが、岸が舵をとるその党は、「自由主義的でも民主主義的でもなく、帝国日本の灰のなかから立ち上がった右派の封建的な指導者たちを多くそのメンバーとしていた」ものでした。「岸は日本の外交政策をアメリカの望むものに変えていくことを約束した」のでした（ティム・ワイナー『CIA 秘録』上、文春文庫218-221頁による）。アメリカからすればその「新自由主義」の内在する「奴隷」容認路線にしたがった対米従属的な軍事化路線のこの基調は、なによりもまず日本の憲法の想定する国民権と平和的生存権とに真っ向から反したものであり、米中対立の最中に突発した「コロナ禍」の下に世界がおかれている今日では、「平和」と「人権」と国内的・国家間的な「差別の撤廃」とのために「二〇三〇アジェンダ」の国際的な行動目標の「変革」対象になっている当のものでもあるのです。

- ② もう一つは、やはり中曽根内閣時代の一九九七年の「国鉄分割民営化」に始まったいわゆる「民営化路線」の再検討を必要としていることです。「コロナ禍」の問題で、医療と介護の部分で人員や資材、設備の不備や欠落が問題になり、そこに制度崩壊の危機が現出したのは、中曽根内閣以来の新自由主義が、日本の軍備と安保体制の強化によって日本をアメリカのための「不沈空母」とするために、「小さな政府」の名の下に、学術や医療・福祉を圧縮する路線を設定し、さらに首相みずから「ブッシュの子犬」となって国際的に笑いものとなった小泉内閣は、「聖域なき民営化」として、福祉の「構造改革」を推し進め、地方自治体の公務労働の各部門にまで民営化を徹底させていった結果だったのです。小泉内閣の下での「聖域なき民営化」路線は、国公立大学にとっては、二〇〇三年、「特定法人化」という名目で個別大学への年次経費の経年的削減と個別「企業」化的な競争がすすめられ、学費の高騰と基礎研究力の低下を必然化しました。続けて二〇〇六年一二月、第一次安倍内閣の下で「教育基本法」が改悪され、大学の「ミッション」の変更によって、国民の主権者としての人格形成の理念が国家と企業への寄与と貢献に置き換えられてしまい、教育分野のすべてに国歌・国旗の儀礼化が要求されるようになりますし、教育委員会の委員長は、地方自治体の教育長になることになっていて、国民教育への政治的介入の制度作りが完成しています。

こうして日本の教育については、一九五四年五月、MSA（日米相互防衛援助条約）の事前

交渉を行なった池田勇人自民党政調会長とロバートソン米国務長官が「日本政府は教育及び広報によって日本に愛国心と自衛のための自発的精神が成長するような空気を助長するようことに第一の責任をもつ」という密約をおこないましたが、密約が今や制度的には実現段階に達したということです。そしてその結果、コロナ禍の下で国民は、教育権の根源的な疎外、大学の存立と研究・教育制度の根底的な危機を招来する事態に立ち至っているのです。

けっきょく「民営化」による「小さい政府」論は、国が国民生活の安定と向上のために必要な公共的責任を解消して、国民の自己責任に転嫁するための方策でした。国際的にも、ヨーロッパではイギリス、イタリアなどにみるように「社会国家」の解体もしくは弱体化が進行しており、公共性を乗っ取った国際的な大資本の利益が巨大化したもとの「コロナ禍」が重くかぶさる事態になって、改めて国に公共的な責任をとらせるべく、「小さな政府・国家」化の再検討が必要になっています。とりわけ医療と介護を含めた「人権保障」、福祉制度の再構築は、喫緊の必要になっています。

- ③ さらに日本の新自由主義の政治は、一九九五年五月に日経連が提唱した「新時代の『日本の経営』」路線をそれ以来の政策の基調におくことで、財界の要求に一体化してきました。当時私は、大学の科研費を受けて『福祉哲学研究会 PASS』をもっていました。その場で故山下東彦さんがこの「新日本的経営」の報告（宮田・福田今日編『転換の時代の社会福祉』、文理閣、1998年に所収）をしてくれたことを忘れることができません。終身雇用、年功序列賃金、企業内組合が三種の神器とされてきた日本型労働の中に、もっと余裕と自由度があり、個別的な能力評価のされる近代的な新しい働き方として、パソコンを取り入れる職場を、「長期蓄積能力活用型」、「高度専門能力活用型」、「雇用柔軟型」の三つの労働者グループに分けて経営をするという考案が「ジャスト・イン・タイム」のトヨタ方式での下請系列の国内・海外での形成を図るというのです。その後間もなく、日本の大学では、パソコンが授業に導入され、情報学部が新設されることが流行し、文学部が名称を変更したりしますし、福祉学部の学生たちも社会福祉関係の諸資格を取らないで、パソコンの専門学校へ通ったり、パート労働に「雇用の柔軟性」を求めたりするような就職先の自由化が一時大きな流れを作りました。しかし間もなくリーマンショックが襲い、不定期雇用やパート労働に自由度や能力評価に惹かれた若者たちは「就職氷河期」に閉じこめられ、一方では「結婚できない症候群」が生まれて日本には少子化社会が現出し、他方では年間に自殺者が3万人を超える年が何年もつづくという苦闘の中で、その年長部分は現在では五〇歳代に入っていて、通常ならば間もなく定年を迎えるこの「就職氷河期」の生き残り世代の人々にはいままた、「コロナ禍」失業の波が残酷にも押し寄せているのです。

政治は、「コロナ禍」に対して国民には公的な生活保障をする義務がありますが、けっして十分と言えない政治の対応は後手に回るばかりで、なによりも即効性と実効性に欠けています。こうして今振り返ってみても、すでに山下さんが指摘したように、日経連の労働の三類型分割の新しい「経営」とは、日本の資本主義が「情報化」を手段として、効率化とコスト削減

によって資本の利益を最大化する経営原理に立つことで、三分の一の国民だけには労働と「いのち」の権利は保障しても、残りの二分の二は、自己責任で生きてもらうことにすることを公然と表明したということに他なりませんでした。後の日産でのカルロス・ゴーン型の奴隷主経営による新自由主義版の導入だったのです。いまこの現実の課題に立って、「ポスト・コロナ」の「新生活様式」が、On Line 方式を基調にするということになると、従来の「新しい『日本的経営』」のいっそうの徹底にはなっても、非常勤・パートの不定期雇用を克服して、「二〇三〇アジェンダ」が要求するような「ディーセント」な労働と生活の実現に向かうことになるのでしょうか。「新しい日本型経営」路線を廃止し、真に「人権」論的な視点で「働き方改革」の考案に立った「ディーセント」な国民生活の理念への発展を要求したいと思います。

- ④ そうして最後に第四点を付け加えておきます。「コロナ禍」は、その対策の基本に人間の直接的な関係に「social distance」を求めるので、社会活動の再建には、「On Line」などの情報化手段の導入が不可避ですし、雇用と事業との補強と調整のための莫大な公共費用の投入をする施策が必要ですが、それがそのまま、国際的な覇権国家の対立の激化や人間的・国家的差別化・貧困化の再現となってはなりません。その意味で「世界変革」の視点を「人間」、「地球」、「繁栄」、「平和」、「パートナーシップ」においた「二〇三〇アジェンダ」の立場が決定的になります。「コロナ禍」は、今日六月一七日の時点で世界では感染者 800 万人を突破して、毎日 10 万人以上を増やし続けており、死者は 44 万人を越えてもその増勢を緩めてはいません。アメリカの感染者は、200 万人を超えて世界第一位、その前日増加数では昂進を続けるブラジルに一旦は抜かれたものの世界第一位を保ち続けていて、リーマンショック以上の経済的不振に陥っていて、トランプ大統領の再選には赤信号が灯っています。

ところがこのアメリカのシンクタンク、政策研究所 (Institute for Policy Studies) の六月四日発表のレポート “billionaire bonanza (億万長者の幸運) 2020” によれば、前の週に 190 万人以上のアメリカ人が失業し、三月一八日以降では 4260 万人もの失業者が出たことになる一方で、それから六月四日までの 11 週間、約 3 ヶ月弱の間に、アメリカの富裕層の資産は、19.15%、5560 億ドル (約 62 兆円) 増え、3 兆 5000 億ドル (約 385 兆円) に達した。新型コロナの感染拡大で窒息しかねない世界経済の在りようなどどこ吹く風、というわけです。

世界の最大の覇権国家で、「アメリカ第一」を目指すと豪語するこの国が、この富裕層を潤している反面で、この株価資本主義の鏡に照らし出されているこの「コロナ禍」の惨状に対して、一刻もはやく「二〇三〇アジェンダ」の人権論的「行動目標」の立ち位置を引き返し、「戦争」と「覇権」への両眼の視点に「平和」と「福祉」の両眼の視点を取り戻して欲しいものです。

昨年の六月、わが国でははじめての「G20 サミット首脳会議」が開かれたときに、会議の議長である安倍晋三内閣総理大臣に「C20 市民社会代表」が直接面談して、「二〇三〇アジェンダ」の行動目標からの国際的な行動の取り組みに重大な立ち後れがあることを懸念し、新しく「デジタル経済タスク」の提言を含めた世界の市民社会からの「C20 政策提言書二〇一九」を

手渡ししていたはずで、ですから日本の内閣総理大臣は、その意味からも平和的生存権の下での国民の「生存権」を国是とする「日本国憲法」に「責任」をもつ立場においていまますべきことは、「G20」の主軸国アメリカのトランプ大統領が「コロナ禍」の問題についても、一刻も早く「二〇三〇アジェンダ」とそこで提起されている「国際的なパートナーシップ」の立場に首相みずからも共に立ち戻って、「平和」であらゆる人間的差別のない「持続的な発展」の世界への「変革」のために積極的な役割を果たすように働きかけることでしょう。そのことはまた、かつて「バンドン会議 50 周年記念」の「アジア・アフリカ首脳会議」で、当時の小泉純一郎首相が「アジア・アフリカ戦略的パートナーシップに関する宣言」に誓った日本の国際的責務を引き継ぐことでもあって、けっして「非常事態」を口実にして、憲法改正によって日本をアメリカの「不沈空母」として人間的敵対と差別の国を完成するといった「反歴史」の「行動目標」に踏み迷うようなことではないでしょう。

ともあれ、アメリカを始めとして、世界の「コロナ禍」の先行きはまだまだ見えませんが、それだからこそかえってはっきりしてきていることは、私たちは何としてもこの状況に「一人でも取り残してはならない」ということなのです。かつてカミュが書いた『ペスト』で、悪疫に苛まれて命をおとす少年の臨終に立ち会った医師のリューは、「こんな世界を許せない」と言い、パヌルー神父は「死を記憶せよ」とする宗教者の立場から、患者を救う保安隊の共同の活動のなかで罹患してみずからも命を落としました。そのように今私たちは、人間として、ともによりよく生きるためにこそ、「死を記憶して生きよ Vive memor mortis！」と世界から求められているのではないのでしょうか。

(2020/07/7)